

第1回横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会 会議録	
日 時	平成29年9月6日（水）14時～16時
開催場所	松村ビル別館6階 603会議室
出席委員	<p>（有識者、支援団体等）（50順、敬称略）</p> <p>白藤 香織（公益財団法人横浜市男女共同参画推進協議会 事業企画課長） 高橋 智一（母子生活支援施設カーサ野庭 施設長） 濱田 静江（社会福祉法人たすけあいゆい 理事長） 田邊 裕子（社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 地域活動部長） 本間 春代（本間法律事務所 弁護士） 松田 利花（マザーズハローワーク横浜 統括職業指導官） 道下 久美子（一般財団法人横浜市母子寡婦福祉会 理事長） 峰松 雅子（横浜市民生委員児童委員協議会 理事） 湯澤 直美（立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教授）</p> <p>（行政職員）（機構順、敬称略）</p> <p>中澤 智（鶴見区こども家庭支援課長） 西川 洋子（西区南浅間保育園長） 柴山 一彦（瀬谷区こども家庭支援課長） 石川 裕純（横浜市中心職業訓練校長（経済局雇用労働課担当課長）） 磐村 信哉（建築局住宅政策課長）</p>
欠席委員	鈴木 茂久（健康福祉局生活支援課長）
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 事	<p><議題></p> <p>（1）次期計画の方向性と考え方について</p>
<p>【資料 1 次期計画の方向性と考え方について（案）説明】（事務局）</p> <p>（1）○質疑応答・意見交換</p> <p>① <u>前回策提示（H25年度）からの社会状況の変化について</u></p> <p>（事務局）：第4期目の計画となるが、前回の計画を継続して実施していくことが基本ではあるが、社会情勢としてより先鋭化している課題は何かを考えた時に、こんなことがあるだろうという事を出した。不十分なこと、気づいた点など出していただきたい。</p> <p>中澤委員：昨年の児童福祉法の改正が非常に大きかったと思っている。子どもが権利の主体であると認められたのは、社会情勢の大きな変化の一つであると考えている。</p> <p>② <u>第3期の振り返り（現行の第3期計画の取り組みの振り返りと見えてきた課題について（資料1 2p～3p）</u></p> <p>（事務局）：3pの「養育費の確保の項で法律相談のニーズが高まっている」ことに関して、法律相談を行っている立場でご意見があればお願いしたい。</p> <p>本間委員：ひとり親サポートよこはまで、養育費セミナーも行っているが、ここに書かれていることはそのとおり、と思う。ここで特にこう変えた方が良いという意見はない。</p> <p>（事務局）：就労に関するミスマッチが課題であったり、実態調査では収入が増えているという</p>	

結果だったが、就労面の支援について、マザーズハローワークの中でお気づきの点をお願いしたい。

松田委員： mismatchは、その方々によって価値観も違う。お子さんのそばにいてあげたいお母さんも多いので、出ている求人とは合わないケースもある。子どもを安心して家においておけるのが難しいのかなと思う。

(事務局)： 全体を通じてお気づきの点があればお願いしたい。

白藤委員： 住宅の確保のところ、市営住宅の優先枠が不十分とあるが、民間住宅あんしん入居の実績が、成約が1人、0人と低い数字だ。今後も継続するのか、何が課題かをお聞きしたい。

磐村委員： 民間住宅あんしん入居は、ひとり親世帯だけでなく、高齢者や低所得者の方も制度としては対象としており、利用者は、高齢者と生活保護の方が多実態である。これは継続していく。国交省と厚労省だが、国の方で、新しい住宅のセーフティネットの制度をスタートすることとなっている。「あんしん入居」は横浜市の独自の制度であるが、国の制度は、民間の空き家を使って入居しやすいしくみを作るという制度であるので、これをさらに並行して使っていこうと考えている。それとは別に、市営住宅のひとり親世帯の優先枠や子育て世代だけが応募できる枠なども広げながら考えていきたい。

磐村委員： 国の制度の柱には二つあり、一つは、ひとり親に限らず高齢者などが入りやすくするために、民間のオーナーさんに登録していただく「登録制度」の創設。もう一つは、収入に対する家賃助成ができる制度となっている。市としても、この制度を前向きに検討していきたい。

道下委員： 会員の中にも、市営住宅に6回申し込んだが駄目であきらめた方がいる。今の倍率はどのようになっているのか。

磐村委員： 住宅により、応募者が多いところと少ないところとは、まちまちである。また、優遇倍率というものがある。連続して当選できない場合には、5回、10回以上の応募で当選する確率が上がっていく。

道下委員： 母子家庭は収入が少ないので家賃の負担が大変である。

磐村委員： 市営住宅の対象は、ひとり親世帯の方だけではなく、所得の低い方などいろいろな場合の方がいるので、バランスを取りながら実施している。高齢者の方にも優遇枠を設けている。

磐村委員： 市営住宅の倍率だが、4月募集の平均で11.3倍、子育て世代の倍率は、1倍のところから、人気のある所では、20倍位のところまである。市営住宅は郊外部に偏在している。駅の近くは倍率が高くなっている。

湯澤委員： 4p～5pの部分、父子家庭の持ち家率が確かに高いが、賃貸住宅の割合が3割近くになっており、前回よりも比率が高くなっている。母子は賃貸で、父子は持ち家という書き方ではなく、父子でも3割近く賃貸がいるという示し方が良い。また、平均住居費は、持ち家、賃貸、公営住宅か分類して平均額を出した方がわかりやすい。速報の表には、賃貸の区分だけでその内訳として更に公営住宅の比率が低いということを出していただきたい。

田邊委員：今、子ども食堂や、地域の緩やかな見守りが期待されているところだ。子供の居場所など子どもを見守る場所は、140か所くらいあるが。子ども食堂をやっているが、本当に支援の必要な方々に届いているかが、地域の方々の悩みである。本当に支援の必要な子は来ていなのではないかと考えている。親の所要で食事がとれないで痩せてくる子や父子家庭の子で、小学生の子が夜遅くまで一人でいなければならないとか、夜の見守りをしなければならないような状況での、関係機関、特に学校などとの連携は重要である。子どもの情報はデリケートで拡散しないようにしなければならないが、しっかりと連携をしていかなければならない。その辺を含めて次期計画では、連携に取り組んでほしい。

湯澤委員：アンケート調査の中間報告での37pに勤務時間帯の結果が示されている。社会的問題として24時間・365日経済が指摘されているが、深夜や早朝、終日の勤務が1割程度あり、そのような時間帯に勤務せざるをえない状況と、72pでの子どもだけで留守番をする頻度についても、決して見逃せない。19時以降に子どもだけで留守番をすることがほとんどないとの回答は7割ぐらいしかなく、残りの3割にどのように手当てをしていくのが重要なところである。この調査は小学生の子どもが対象なので重要である。

濱田委員：児童家庭支援センターを運営しており、子どもの地域の居場所を作らせていただいて2年目になる。子どもたちがイキイキとただいまと返ってくる夏休みが過ごせた。25人登録があり、学習支援とご飯を食べる形である。夜8時まで居ていいことにしているが、夜8時だとだいたい親が迎えに来ることが出来る。利用している方のほとんどが母子家庭であり（寡婦の方もいるが）、就労も、法人の中には人手不足の事業も多くあるので、親も雇ってしまっただけで丸抱えをしている。地域が、そういう人たちを差別しないで、偏見を持たずに、「ゆいさんだったらまるごと抱えてくれるよね、だったら協力するよ」と、緩やかにうまく繋いでくれる地域力があつたからうまくいったと思っている。発見した子どもをどのようにつないでいくかはデリケートな問題なので、個人情報課題もあるし、何回も何回も自治会の町内会長さんや主任児童委員さんにこういう風に繋いでほしいというお願いを具体的にした。食事も栄養価の計算はしてありますけど味付けはこんな感じです、と実際に食べていただいて、これだったら皆さんも食べに来れますか、というような準備をきちんとする、説明もきちんとする。そして、子どもには、100円持てば、勉強したご褒美に100円でご飯が食べられるという説明の仕方をした。貧しいから不憫ではなく、ここへ来れば、地域みんながいて優しくしてくれて、当然あなたは権利があるからここでお母さんを待たせていようね、ということが定着して2年目になる。

もう一つ、貧困の連鎖、世代間連鎖というような、結婚もしていない若年母子が地域にはたくさん住んでいる。このような地域に埋もれている若年層のお母さんたちが、児童家庭支援センターや「おさん」とかでの社会制度・社会資源が見えて、幾分感じているようだ。中卒ではなかなか就職できないという現実も理解し始めると、定時制に入り直して勉強したいが、その間子どもを誰かに見てもらえるのかという相談が、児童家庭支援センターに1件、2件にとどまらず来ている。父子家庭でも同様なことがある。

そのような、トータルコーディネートというか、色々な世帯が抱えている課題を民間と公が連携して解決するようなこと（仕組み）が必要である。南区は、特に動きが良いので、生活支援課、子育て支援拠点、虐待対応チーム、など様々な部署があり、そういう人たちが連携して一斉に動くといっぺんに効果が上がる事例をたくさん経験してきた。この計画の考え方は横浜市の全体の18区の考えであり、計画なのでこれでよいかなと思うが、更にこれまで苦労して作ってきた社会資源をどう周知していくか、素晴らしい社会資源を横浜市全体にどのように周知していくかをぜひ書いていただきたい。

峰松委員：生活困窮者に向けての事業をやろうと考えた時に、生活困窮者という事を看板に掲げるわけにいかない。そこで、学校との連携を密に取りながら、緩やかなキッズカフェのようなものを作って、そこへ来た子供たちに主体性を持たせてやらせながら、民生委員が遠くから緩やかに見ている何かおやつという事があった時には、すぐ学校と連携し主任と行くというようなことをしている。目配り・気配りをしながらの活動で、寄り添い方、学習支援等にも少しずつ会を持ちつつあるところだ。その中で、昨年1回実施したキッズカフェで、学校の間口を広げていただき、学校との信頼関係を持つように努力をしてきているが、一回限りではなく持続することが一番大事だと現場では考えている。

(事務局)：関係機関との連携、トータルコーディネートというのは、「公」と「民」と「地域」の連携で、地域で形は違うが、トータルに動いて、その地域に合ったやり方をして、うまくいっている事例がある、という事を周知していくことが必要だと認識した。

田邊委員：区ごと、地域ごとに差がある。南区や旭区のように行っている地区もあれば、あまり子どもの事業が活発でないところ、また、NPOなどの支援団体があるところなどいろいろである。そのような中で、横浜全体の地域力を向上させていくことが重要だと思っている。そのためには、先ほどから出ているように、「公」と「民」と「地域」をトータルコーディネートしていただけるとよい。

濱田委員：横浜市は素晴らしい政策を行っている。朝8時から夜9時まで開いている「地域ケアプラザ」がある。もっと活用した方がよい。横浜市はたくさん色々なものを持っているので、新しく作るのではなく、皆がたくさん努力しているものをうまく繋げることが出来るとよい。

湯澤委員：児童家庭支援センターは、重要な仕事をして下さっていると思っているが、実績一覧の中では、子育て短期支援事業に含まれるかと思うが、先ほどの取り組みは、この中にはないのか。

濱田委員：これとは別の独自の取り組みである。

湯澤委員：児童家庭支援センターという社会資源が、もっと独立して出てきてもよいと思う。項目の説明の中に出ているだけでは重要性が全く見えない。広く開かれている制度だが、就学援助制度が独自の事業として出ているのであれば、児童家庭支援センターも独自の項目として扱った方がよいと思う。直接的な子供の支援のみならず親のニーズに対応していることが、実績一覧では全く見えなくてもいい。

濱田委員：18区に展開していないのでまだ項目出しは難しいかもしれないが、大きな支援の力になっていると思っている。若いお母さんがもう一度勉強してちゃんと自立したい

と夢を語ったことはうれしかった。

(事務局)：児童家庭支援センターの取組みは必ずしもひとり親だけではないが、短期預り事業等は養育に課題のあるご家庭への支援として欠かせないものである。文脈の中にあるだけではなく項目出しすることで、その役割を明示していくことも重要と考える。

濱田委員：南区は5年もやっているのだから、区役所の窓口から、「こういうケースが受けられるか」などと相談の電話をかけてきてくれる。こども家庭支援課など含めて区の窓口の動きがとても良い。相談をすると色々出てくる。今まで相談をしないでやってきた父子家庭などよくやってきたなと思うこともある。365日・24時間経済を担う事で、収入を得ているお父さんがいかに多い事か。コンビニの夜中の配送業務といった深夜の勤務が問題、お母さんが亡くなり子どもの居場所に困っている。毎日ショートステイはできないので、どうしようか困ることがある。

湯澤委員：「子どもの貧困対策は子ども食堂」のようになってきているが、そのような対処だけでなく、ショートステイなど多種制度を国の主要な事業として位置付けなければならないと考える。

濱田委員：児童相談所の一時保護は措置なので、そうではなく、親が自立し、子どもの未来を切り開くためにもっと一時保護的な預りをうまく使える機能があるとよいと思う。しかし、児童家庭支援センターで全部は受けきれない。夏は150人受け入れている。それでも半分は「おさん」に渡している。去年は300人であった。夏休みは、子どもが伸びる、親も変わる。そのあたりを工夫して欲しい。

湯澤委員：夏休みの大変さは学童保育でも聞く。子どもの長期休暇中の支援は大事だということである。

濱田委員：地域の中では、子どものことをやりたくてうずうずしている団塊の世代がたくさんいるのではないか。

(事務局)：地域の担い手が高齢化しているといわれる中で、子どものことについては、やりたいという人がたくさんいるという認識している。

田邊委員：地域の機運は高まっている。

濱田委員：企業の託児室がもう少し広がってくるとよい。企業に託児室があると若い人が就労しやすい。

(事務局)：区社協さんを通じて、子ども食堂を含めた子どもの支援活動について、どのような支援、どんな一押しがあったらやりやすいかをたずねたアンケート結果をまとめた。その結果、一つは、安定して行っていくための一定の資金、マンパワー、場所、食材などが挙げられている。運営の場所の問題、人の問題、マネーの問題に関して、なにがしか一定のサポートがあれば自分たちもできるのにといいご相談を区社協さんの方に受けている。去年の夏ぐらいにアンケートをさせていただいた結果ではそのように受けとめている。

田邊委員：空き部屋もこれから増えてくるので、そのようなところとか空き店舗とかを活用しいろいろなところで活動したいという場合もあれば、住んでいる自宅を開放して高齢者の支援を行いながら、子ども食堂をやられたりしていることもある。そうすると、子ども食堂が高齢者の居場所になったり、交流の場所になったり、みんなの場所になったり、本当にいろいろここ一、二年の間に急速に広がっている。

濱田委員：民生委員を退職したので、家が広く、寂しいし、ボケてしまうという事で、家を開放して、サロンとして開放している元民生委員の方がいる。多世代の方が来ることが出来る場所である。

本間委員：資料には早期の支援や中長期的な支援が書かれていてその通りだと思うが、10pにはそのようなことが読み取れない。そのようなことが読み取れるように入れていただけないか。

面会交流についてだが、アンケート結果で、母子家庭では、「相手とかかわりあいたくないから」が一番多い回答結果になっているが、現在話題になっている問題である。家庭裁判所に面会交流を求めて調停を申し立てられる件数がすごく増えている。家庭裁判所は、基本的には面会交流が認められるべきであるという立場に立っていて、お母さん側の代理人としてみた時に確かに父と子の面会交流の重要性はわかりながらも、どうかなと思うようなケースや、面会交流を実際に認めているケースでも、もっともっと認めましょうというような形になっている。そのこと自体が悪いとは思っていないが、それに伴って、面会交流を行う場所の不足と夫婦間でDVがあつて面会場所には連れていくことが出来ない、その補助者もないというような場合にどのようにさせるかが問題になっている。

有料の遊べる場所を利用できる家庭はいいが、やはり高いので、面会交流に使えて、特に中でお子さんが遊べてお父さんと過ごせる場所、お母さんの側からは、子どもを連れだされても困るので、入り口の辺で待っているとかできるような場所があるとよい。アンケートの結果にもあるが、母子家庭で、お父さんと合わせることに苦労していることが多いように思うのでお話ししている。

面会交流は、家庭裁判所に申し立てられて調停がまとまらない場合、裁判所は審判で判断をするので、そこで合わせるべきである、合わせなさいとなった時に実際合わせるのに苦労している方がすごく多くいる。面会交流の援助をする機関はあるが、経済的に難しい。例えば、最初の相談で1万円払い、1年間ごとに1万円、最長1時間半で1万5千円というようになり金額がかかるので、そのような機関を使いたいが、使えないという悩みは非常に多いと思う。そのあたりを解消できるといいと考えている。

(事務局)：ヒアリングで地域子育て支援拠点を面会交流の場として使われている事を知った。

本間委員：お子さんの年齢に応じて利用できるようなところもなかなかなかったりしている。

今後、裁判所の姿勢なども考えると、これまで以上に経済的に苦しい中で、面会交流ができる場所、そのための支援が必要になってくるように思う。

高橋委員：母子生活支援施設は、ひとり親世帯全体から見れば母子世帯の一部の方しか見えない。2pでは、生活面で重点的な支援が必要な母子との記載があるが、入所者の8割が緊急避難の方々であり、積極的な支援というよりは、集中的な支援という表現の方がしっくりくる。9pの表は母子生活支援施設での支援にもそのまま当てはまると思う。短期利用の方は課題解決に関する情報を提供することで、当事者の方が主体的に問題を解決していく、自分で制度を使える人たちには、精神的な部分を支えること、また将来展望に関しても働きかけていくことで解決していく。問題が起きている場合は、集中的に、重点的に解決していく、このことは、ひとり親だからと

いう事ではなくて、地域で発生している問題でも同様だと考えている。ひとり親だからと限定していくとすると、地域の中で展開するときには、子育てに困難を抱えている方は、必ずしもひとり親ではない。離婚という事態が起きるときに、集中的にする支援だが、私のところでは、DVという言葉が入っていることが多い。そうでない方々は、不安や悩みを持ちながら生活されているときに、情報を的確に提供することと、そうだねと言っとうなずいてあげられるような、当事者の自己決定を尊重する関わりが大事だと思っている。何々費というようなお金の話が出てくるが、こればかりはどうにもならない。仕事をされているお母さんだと、子どもが小さいうちは、熱を出したり、体調を崩したりしてしまい休みがちになり、職場にいつらなくなってしまうことがある。就業するときには十分理解していただいていたはずだと思っけていても現場に行くとも異なることもあるので、職場の開拓、開発にもっと力を入れてほしい。国レベルで動いていただくとインパクトがあるかもしれない。それが出来ないとなかなか解決は難しいのではないかな。

離婚の問題では、面会交流について、母は子どもを会わせたくない、相手と会いたくないと思っている方もいる。子どもの権利だと思っけて子どもを会わせるべきだというのはその通りだと思っけて、私たちの施設には、面前DVのお子さんが来ていると考えると、児童虐待の場にいたお子さんが、そのような課題がある人のところへ行くこと自体がいいのだろうか、というところのリスクマネジメント、会った後の子どものフォローなど、どうやって懇切丁寧にフォローしていくのか、子どもの精神面への影響など誰が見ていくのか気になるところである。

支援機関を使って面会交流をしていただくのは、お金がかかるのはその通りだが、たいていは相手方が出してくれている。とにかく立ち合いの下でやってもらいたいという希望は、子どもが大きくなってからもある。小学校3年生までは立ち合いができることになっているが、それを超えともう立ち合いはできなくなる。そうなるとお母様は不安を感じてくる。お母様の希望通りにいかどうかはわからないが、安全に交流ができる場所の数が増えていかないとなかなか難しい。

情報提供が重要である。DVが絡んでくると、場所を特定される危険性のない場所で会う必要も出てくる。そういう意味ではまだまだ数が足りない。横浜は支援や施設はたくさんあるといわれるが、行き止まりになっているようなことも多い。

離婚調停の時に、面会交流の件が解決しないと、合意が取れずに離婚が長引く要因になることがある。養育費は相手の収入などによる標準の数字は出ているので、本当は離婚する前に夫婦で話し合っけるとよいと思っけて、そのような情報を発信し当事者に届かないと子どもの権利は守られない。

本間委員：裁判所が出している養育費の算定表は、インターネットやスマホで見ることが出来るので、皆さんかなり知っけてきているなという印象はある。実際にそれが受け取れるかは別な話になると思っけて。

(事務局)：そういった情報を入手する以前の話として、まず婚姻関係を解消したい、色々めんどくさい事をするよりは、まずDVなどの色々な状況を解消したいという場合には、子どものために養育費のこととか考えた上でというより、まず離婚したいという事が多いという事を聞いている。他都市や外国の例だと、離婚前から夫婦一緒に離婚

しても子供の親だという合意などを行っているところもあるが、なかなか成立しやすい家庭ばかりではない。親権や養育費の部分は、これまで公的な部門は関わりが難しかった。一般的には、離婚届を取りに行き、出すところから最初のかかわりが始まっていた。この時点で、こども家庭支援課のサポートや就労支援、保育園のことなどの相談が始まっている。行政としては、離婚前からの情報提供やサポートはこれまでは難しかったという事はある。最初の窓口がこども家庭支援課だと、今後の手当てというところから始まることも多いが、もしも区の現場の方で、ひとり親さんと接する中でお気づきの点などあればお願いしたい。

柴山委員：昨年11月から、瀬谷区にも児童家庭支援センターが設置された。地域で子育て支援を担っているNPOさんに担っていただいている。その中で、ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業を行っている。児童家庭支援センターの中で事業を実施していただいているので、非常に重なる部分が多く、預かりのニーズも高いので、非常に良い事業展開が出来ていると考えている。資料1の9pの層2ところに、伴走型の支援とあり、必要なことだと思う。実際これをどこが担うかなど今後の議論になるところかと思う。その取り組みの一つとしては、児童家庭支援センターが担うというのも例かなとは思っているが、そこまで広げると、本来の業務が色々あるかもしれないが、10pに書いてあるように、親の自己肯定感、子どもの自己肯定感という事であれば、児童家庭支援センターには、臨床心理士さんを置いていたかと思うので、こういったところの支援もできたりする。横浜市は、色々な施策とか事業とかを展開していて、それらをうまく組み合わせることによって一つの解決になることもあるかと思うので、そのような視点をもって計画され話し合っていければと考えている。

湯澤委員：DVの視点がひとり親の促進計画からはどこの自治体でもすっぱり抜けてしまっている。男女共同参画だったり、女性相談や婦人相談の方の職務分掌だからという事もあるのかもしれないが、やはり、DV被害をサポートする視点をもって対応していかなければならないというところが、もう少し強調されてもいいのかという気がする。10pのところでも、総合支援機能で相談機能の充実で、ひとり親目線の冊子とか、戸籍窓口との連携とかあるが、それに加えて女性相談などとの連携とか、DV被害をサポートしていく視点を持った相談機能の充実とか、そういうことがないと個人の感覚であんなことを言っているとかで終わってしまうので、研修の中でも必要かなと感じた。

白藤委員：今後重視する視点の中で、総合支援機能の中に、当事者同士の交流のような機能があってもよい。近くに参加する場があるという事が、参加につながると思っている。現在、3自治体からの就労支援セミナーを運営しているが、施策の切れ目になる18歳以降や急に落ち込んでしまうような状況が、若い方が見通すことが出来ない。先輩のシングルマザーから話を聞くことによって、そういう風に働き方を変えていけるんだとか、そこで一旦収入が途切れてしまうとか落ち込んでしまうときに備えてキャリアアップを図っていかなければならないんだな、とか他の方から聞いて腑に落ちることがあるので、ぜひそのような交流機能を入れてほしい。

湯澤委員：東京で、高等技能訓練促進事業で、看護師資格を取得する場合に、実際に取得した

方々の報告を聞けるという講座がある。何人もの方の話があって、病院の看護師さんになった方もいらっしゃる、保育所の看護師として勤めて勤務時間がいいというふうなお話をされる方もいる、赤ちゃんを連れているふうなお母さまからいろいろな方が参加していて、終わった後には駆け寄って行って話を聞くような状態で、先輩の方々の話を聞くことは重要なんだなという事を改めて思った。実績一覧でも残念なことに技能促進費の受給者数が減っていたりして、個々の事業を活用できないのかなと思う。工夫を検討していただきたい。

(事務局)：制度の充実と合わせて、それをどうやって必要な人に自分事としてとらえていただけるように周知していくか検討していきたいと思う。

高橋委員：対象となる資格は自治体が決めているのか。

(事務局)：国が例示を出していて、国は資格を増やしている。横浜は比較的最初の資格を挙げている。

高橋委員：資格の取りやすさは意識されていると思う。子育ての時間もあるので、横浜でも広く適用されるとよいと思う。

道下委員：給付型の奨学金についてお話ししたい。日本学生支援機構の奨学金に給付型が導入された。また、ローソンでもひとり親向けの給付金の制度が始まった。昨年9月から話し合いが始まり、4月に決まる予定だったが、6月にやっと決まった。全国で400名、横浜は11名募集、参加できる。きょう午前中書類審査など行って、11名のところ46名の応募があった。中学3年から高校1、2、3で11名である。年間3万円、年間36万円が支給されるが、中学3年生であれば、まじめに学校に通えば4年間もらえる。親子で面談をするが、成績には関係がなく、まじめに学校に行って夢をもって何かをしたいという子どもたちに支給される。比較的低所得者から選ぶ予定。中学3年生が3名、高校1年、2年が3名、高校3年生が2名である。埼玉が17名、川崎が5名、神奈川県が8名で横浜はいい方だと思う。選ぶのは大変だが、学校の出席日数の書類もいただいて、今月末に親子で面談をして決定する。全母子連が東京にあるが、そちらに書類を送り最終的に全国400名が決まる。産経新聞にも掲載されている。ローソンと三菱商事が提携している。三菱商事は、44年前から夏休みに東京の母子寡婦でお母さんとこどもの自然教室を新潟で実施している。横浜もお願いして7~8年前から参加することになった。今年は私もどのようなものか見てきた。今、東京、神奈川、千葉、埼玉の4県を対象に実施している。みんな喜んでいて、1回限りである。民宿に泊まって楽しかった。横浜、神奈川、埼玉が同じ民宿に泊まったが、このような社会貢献があると助かる。

養育費であるが、会員の中で養育費を少しもらってもあとから子どもに頼ってこられると困るのももらっていないという方がいる。面会なんかとんでもないという事もある。

本間委員：面会交流の件は、前は民法にははっきり書いていなかったが、後から明文化された。

やはり会わせる場所も大変だし、父親に会わせ方がいいたろうと思っていても自分が連れて行って相手に会うのは嫌だというようなケースもあるので、そういうものも含めて、支援の制度や場所があるとよい。アンケートの結果の結果を見ると利用したいかという点では積極的ではないが、実際に制度とか場所とかがあって、

その利用が増えていく過程で利用したいという人が増えていくのかと思う。

(事務局)：場所もさることながら、安全な環境や利用しやすさ、お金のことも関係してくるという事だと感じた。

西川委員：3pの課題のところだが、(6)子どもへのサポート「・・・もっと早い時期からの支援が必要との声が多く小学生からの支援が求められている。」とあるが、保育園の側からとしては、乳幼児からの支援をお願いしたい。それは、10pの貧困の連鎖の解消があげられているが、貧困の連鎖の解消は、子どもへの支援が大切であるからである。アメリカの経済学者のヘックマンが発表した子どもの育ちと大人になってからの関係の研究では、40歳以上の大人の年収や社会的な立場などの生活水準は、子どもの頃の就学以前の教育とか保育とか養育とかと最も比例するという研究結果が出ている。高橋委員が発言したが、子どもが病気になったりしても、預けられないような実情があったり、ちょっとした残業をしても保育の延長料金がかかるなど負担が大きい。就学前である子どもへの支援というと親子でセットのようなどころはあるが、このようなどころへの支援を行っていただくと、子どもに戻ってくるので、貧困の連鎖の対策にはつながっていくと考えている。

(事務局)：今、保育、養護への支援を進めているところですが、よりひとり親世帯が利用しやすいようにすることも含めた乳幼児への支援という事ですね。

道下委員：横浜では中学校の給食を考えていないのか。他都市では結構あると聞いている。

(事務局)：横浜市では「ハマ弁」という形で教育委員会では選べるとしているが、当日の申し込みが出来ない、料金がやや高い、定期的に利用しにくい、友達の前では広げにくいなどの事情があり、広がっていない。一方で、旧来的な給食は財政的に難しいという事を前提に、今後のことを検討しているところである。

道下委員：障害児を持った母親から相談を受けたが、2年に一度診断書を出さなければならないが、診断書には、1万円ほどの費用が掛かる。安くできような何か良い方法はないものか。

(事務局)：状況ははっきりとはわからないが、特別児童扶養手当を受けている障害児のいる世帯では、障害の様子を確認するために診断書を出すような制度になっている。2年に1回というのは、法定である。

今回は費用が掛かると手続きがしにくくなるというご意見をいただいた。

湯澤委員：質問であるが、母子寡婦福祉貸付金が100件以上減っているのはどのような理由があるのか。

(事務局)：平成15、16年ぐらいをピークに毎年減っている。内容としては、お子さんの修学資金や就学仕度資金が90%以上である。生活保護の仕組みが一部変わり高等学校の授業料が無償になったことや、貸付資金なので返済のきちんとした目途をしっかりとご相談をしながらやっていることもあり敷居が高くなっている面もあるのかもしれない。しかし、所得での制限がある資金ではないので、必要な時には、どんなひとり親さんでもお子さんの就学のために授業料ですとか入学金を借りていただける資金となっている。

精緻な分析はでき切れていないが、無利子であるが、あくまでも貸付金で返さなければいけない資金なので、他の形で対応される方が増えてきているという事もあ

るかなと考えている。個別にご相談をしながら貸し付けをさせていただいている。全国的に減っている傾向である。

色々な事情で返済の滞る方はいる。その場合は、連帯保証人とか返済人の名義人を変更するとかして、追いかけている。

白藤委員：重点施策のところ、生活設計支援とあるが、実施しているセミナーの中でも大変人気のあるテーマである。私のところでは今は考え方をお伝えするセミナーとなっているが、個別相談などの可能性を検討していただけたらありがたい。

(事務局)：長時間本当にありがとうございました。生活の本当に基盤になる住まいの話から、就業、相互支援、子育てとか、生活をどう支えるとか、色々な背景を持つ方々のお話など幅広くご意見をいただきましてありがとうございました。

早期支援と中長期支援の視点がわかるように記載できないか、DVの対策は同じ部署で担当していますので、DVを背景にもつ離別も多いという中での視点についてもご指摘をいただきましたので、いただきましたご意見を踏まえてブラッシュアップしていきたいと思います。

この場でなくとも、お気づきの点がありましたら、メール、電話などでご連絡ください。

ありがとうございました。

配布資料	資料1 次期計画の方向性と考え方について 資料2 平成25～28年度実績一覧 資料3 アンケート調査実施報告書 資料4 関係者ヒアリング実施報告書 資料5 次期計画の骨子案について 別添1 すくすくサポートプロジェクト（厚生労働省）
特記事項	今回は、11月1日（水）に開催予定。